



# 島根県報

平成27年6月2日（火）

第2,704号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【規 則】**

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (防災危機管理課) 2

**【告 示】**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 (障がい福祉課) 3

自立支援医療機関の名称の変更

指定施業要件の変更予定保安林 (森林整備課) 3

小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間 (水産課) 4

補助金等交付規則第3条の規定により外国人観光客誘致事業補助金の交付の対象 (観光振興課) 4

等を定める告示

**【公 告】**

平成27年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験の実施 (高齢者福祉課) 5

**【正 誤】**

平成27年2月3日付け島根県報第2,670号中 (森林整備課) 7

公布された条例等のあらまし

◇島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第48号）

1 規則の概要

救助費用の単価を改定することとした。（第3条・第4条・第5条・第7条・第11条・第13条・第14条・第14条の3・第14条の4・第26条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規 則**

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第48号

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

島根県災害救助法施行細則（昭和33年島根県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「310円」を「320円」に改める。

第4条第2項中「2,530,000円」を「2,621,000円」に改める。

第5条第2項中「1,040円」を「1,080円」に改める。

第7条第3項第1号の表中

「

17,800円	22,900円	33,700円	40,400円	51,200円	7,500円
29,400円	38,100円	53,100円	62,100円	78,100円	10,700円

を

」

「

18,300円	23,500円	34,600円	41,500円	52,600円	7,700円
30,200円	39,200円	54,600円	63,800円	80,300円	11,000円

に改め、同項第2号の表中

」

「

5,800円	7,800円	11,700円	14,200円	18,000円	2,500円
9,400円	12,300円	17,400円	20,600円	26,100円	3,400円

を

」

「

6,000円	8,000円	12,000円	14,600円	18,500円	2,600円
--------	--------	---------	---------	---------	--------

に改める。

」

9,700 円	12,600 円	17,900 円	21,200 円	26,800 円	3,500 円
---------	----------	----------	----------	----------	---------

」

第11条第2項中「547,000円」を「567,000円」に改める。

第13条第3項第2号中「4,100円」を「4,200円」に、「4,400円」を「4,500円」に、「4,800円」を「4,900円」に改める。

第14条第3項中「206,000円」を「208,700円」に、「164,800円」を「167,000円」に改める。

第14条の3第3項第2号イ中「5,200円」を「5,300円」に改める。

第14条の4第2項中「133,900円」を「134,300円」に改める。

第26条第1号ア中「23,500円」を「23,600円」に改め、同号イ中「15,400円」を「15,500円」に改め、同号カ中「18,100円」を「19,000円」に改め、同号キ中「16,600円」を「17,400円」に改め、同号ク中「17,900円」を「18,800円」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 島根県告示第425号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成27年6月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		所 在 地	自立支援医療の種類	変更年月日
名 称				
変 更 前	変 更 後			
医療法人スマイルライン 松本歯科医院	医療法人スマイルライン 松本歯科・矯正歯科医院	松江市西川津町4282-1	育成医療 更生医療	平成23年12 月1日

### 島根県告示第426号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年6月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所及び指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年3月23日農林水産省告示第444号

平成10年3月23日農林水産省告示第445号

平成10年3月23日農林水産省告示第446号

平成10年3月23日農林水産省告示第460号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁、江津市役所、川本町役場、美郷町役場、邑南町役場、津和野町役場及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第427号

島根県漁業調整規則（昭和40年島根県規則第53号）第8条第2項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業（機船手繰網漁業））に係る漁業の許可又は起業の認可の申請期間を、平成27年6月9日から平成27年6月23日までと定めたので、同規則第8条第3項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年6月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県告示第428号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、外国人観光客誘致事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成27年6月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

##### 1 補助金等の名称

外国人観光客誘致事業補助金

##### 2 交付の目的

外国人観光客誘致を積極的に行う観光事業者・団体の参入を促すとともに、外国人観光客誘致のための基盤づくりを促進することを目的とする。

##### 3 交付の対象となる事業、交付の対象者、補助対象経費、交付の率及び交付の限度額

対象事業	交付の対象者（事業実施主体）	補助対象経費	交付の率	交付の限度額
(1) 外国人観光客誘致に係る事業のうち、計画性及び継続性のある事業	(1) 島根県内に事業所を有し、外国人観光客誘致に積極的に取り組む事業者  (2) (1)の事業者により構成される団体等	(1) 情報発信ツールの整備に要する経費（新規に整備する場合に限る。）	2分の1	500千円
		(2) 施設整備に要する経費（対象事業(2)に該当する経費を除く。） (3) 外国人観光客に対するオンデマンド交通運行に要する経費 (4) その他外国人観光客受入体制整備のために必要と認められる経費		
		(5) 海外へのプロモーションに要する経費 (6) 先進地事例研究に要する経費	2分の1	100千円
(2) 輸出物品販売場（免税店）整備	島根県内に事業所を有し、輸出物品販売許可を受けた民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規	施設設備の整備に要する次の経費 ア 店舗改装等の施設整備に要する経費 イ POSレジ、クレジット端末	2分の1	500千円

	定する小規模企業者に限る。)	機等設備整備に要する経費		
(3) 県内の観光施設等への公衆無線LANネットワーク整備	(1) 民間事業者 (2) 民間事業者により構成される組合 (3) その他知事が適当と認める団体	公衆無線LAN整備に要する次の経費 ア 無線LANルーター等機器購入経費 イ 設置工事費	2分の1	アクセスポイント1基当たり30千円 ただし、1事業実施主体当たり400千円

注1 同一事業実施主体が対象事業(1)及び(2)の事業を複数行う場合の交付の限度額は、補助対象経費の各々の交付の限度額を超えない範囲内において、合算して500千円までとする。

2 対象事業(1)の補助対象経費については、次のとおりとする。

ア (5)の海外へのプロモーションに要する経費を申請するに当たっては、プロモーションに係る資料等が整備されていること。また、旅費については、補助対象経費の実支出額の2分の1又は50千円のいずれか低い額とする。

なお、プロモーションの対象とする地域は、知事が必要と認める地域とし、同一事業実施主体による申請は、2回を限度とし、1地域当たり1回に限る。

イ (6)の先進地事例研究に要する経費に係る旅費については、補助対象経費の実支出額の2分の1又は50千円のいずれか低い額とする。

3 対象事業(3)の観光施設等とは、宿泊施設、観光施設及び公共交通機関とする。

## 公 告

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定により、平成27年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成27年6月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 試験の日時

- (1) 試験日 平成27年10月11日（日）
- (2) 試験開始時刻 午前10時

### 2 試験会場

試験地	試験会場（所在地）
松江市	くにびきメッセ（松江市学園南一丁目2番1号）
浜田市	県立浜田高等学校（浜田市黒川町3749番地）

### 3 受験資格

受験日において介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第113条の2又は介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）附則第2条の規定による業務従事期間要件を満たす者であること。

### 4 試験の内容及び方法

次の事項につき筆記試験により行う。

- (1) 介護保険制度に関する基礎的知識
- (2) 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技術
- (3) 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する基礎的知識及び技術
- (4) 保健医療サービス及び福祉サービスに関する基礎的知識及び技術

### 5 受験申込みに必要な書類等

- (1) 平成27年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書
- (2) 平成27年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験票
- (3) 実務経験（見込）証明書

実務経験証明者と本人が同一の場合は、開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の実務経験を有することを客観的に証明できる書類の写しを添付すること。

また、見込証明となる者は、平成27年10月23日（金）までに改めて実務経験証明書を提出すること。この実務経験証明書が期限までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、受験は無効とする。

- (4) 受験資格に応じて提出する書類

- ア 国家資格等の免許等の写し
- イ 社会福祉主事任用資格の取得が確認できる書類（大学の成績証明書等）
- ウ 介護職員初任者研修課程又はこれに相当する研修を修了したことが確認できる書類（研修の修了証書の写し等）
- エ その他受験資格を確認するために必要な書類

## 6 受験手数料

7,070円に相当する額の島根県収入証紙を受験申込書の所定の欄に貼り付けること（収入証紙には消印をしないこと。）。

## 7 受験申込受付期間及び提出先

- (1) 受付期間

- ア 平成27年7月1日（水）から同月22日（水）まで
- イ 封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留にて郵送すること（7月22日までの消印のあるもの限り受け付ける。）。

- (2) 受験申込書の送付先

〒690-8501 島根県松江市殿町128番地 島根県健康福祉部高齢者福祉課

## 8 受験票の交付

受験票は、郵送により交付する。試験日の10日前までに届かない場合は、島根県健康福祉部高齢者福祉課に問い合わせること。

## 9 受験申込書等の請求

受験の手引、受験申込書等は、島根県健康福祉部高齢者福祉課、松江保健所、雲南保健所、出雲保健所、県央保健所、浜田保健所、益田保健所、隠岐保健所、各市役所及び各町村役場で交付する。

なお、郵送で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、島根県健康福祉部高齢者福祉課宛てに250円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦33センチメートル×横24センチメートルで郵便番号、住所及び氏名を記入したもの）を同封し請求すること。

## 10 合格者の発表

受験者全員に郵送により合否を通知する。また、島根県のホームページに合格者の受験番号を掲載する。

## 11 その他

- (1) 交通手段

松江、浜田会場とも試験会場及びその周辺での駐車はできないので、バス等の公共交通機関を利用すること。

- (2) 介護支援専門員実務研修

本試験の合格者を対象に行われる介護支援専門員実務研修については、別途案内する。

- (3) 問合せ先

この試験についての問合せは、島根県健康福祉部高齢者福祉課（電話0852-22-6520）にすること。

**正 誤**

平成27年2月3日付け島根県報第2,670号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第82号中	大田市波根町字越谷2910-29、字沼谷2923-7	大田市波根町字越谷2910-29、字沼谷2923-7（以上2筆国有林）